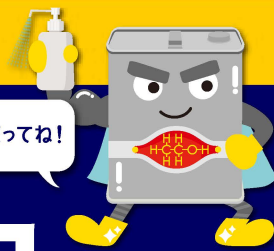
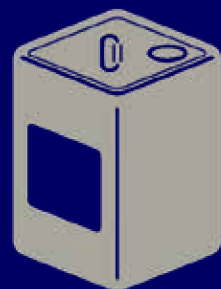


食品製造事業者等の皆様へ



# 17,100円の 経費削減

工業用アルコール



- 工業用アルコールの使用許可事業者になると、酒税相当分が免税となり、エチルアルコールを低コストで調達することができます。
- 食品や機械器具の殺菌・滅菌用にご使用いただけます。

※95度、18L缶の場合

## 購入までの流れ

申請

許可

購入

アルコール使用許可申請書（当局窓口で入手または経済産業省HPからダウンロード）、使用設備・貯蔵設備に関する配置図や構造図、アルコール使用明細書、その他いくつかの書類をご用意いただきます。

※申請に必要な書類の詳細はお問合せください。

申請から2週間程度で、許可番号・許可年月日等が記載された「アルコール使用許可書」を交付いたします。

※許可後、15,000円の登録免許税の納付が必要です。

以下の許可販売事業者から免税で購入することができます。



会社名	☎	会社名	☎
エッカ石油(株)	870 - 1233	沖縄製粉(株)八重山営業所	083 - 2600
沖縄メディックス(株)	888 - 3688	(有)木原商会	868 - 9039
(株)義保ペイント商会	877 - 2672	(株)Green Earth	945 - 9611
(資)幸陽商事	863 - 1655	昭和化学工業(株)	972 - 6611

申請・  
お問合せ先



～美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局経済産業部環境資源課 アルコール検査官

TEL:098-866-1757 FAX:098-860-3710